

介護予防支援・第1号介護予防支援事業重要事項説明書

1 概 要

事業者名	渋谷区笹幡地域包括支援センター 代表者名 社会福祉法人渋谷区社会福祉事業団 理事長 長谷部 健
事業所所在地	渋谷区幡ヶ谷二丁目42番15号 電話番号 03(5365)1611
事業所名	渋谷区笹幡地域包括支援センター
指定番号	1301300107
営業日及び 営業時間	(営業日) 月曜日～土曜日 午前9時～午後7時 (休日) 日曜日・祝日(但し、敬老の日を除く)及び12月 29日～1月3日まで
サービスを提供 する地域	渋谷区 幡ヶ谷2丁目・3丁目、 笹塚2丁目・3丁目

2 同事業所の職員体制

	常勤職員	非常勤職員	計
管理者(相談員兼務)	1人		1人
相談員	6人	1人	7人

3 担当者

氏 名

資 格

4 サービス提供の流れ

- (1) 要介護(要支援)認定において「要支援1」もしくは「要支援2」と認定された方、要介護(要支援)認定を受けず、基本チェックリストで「事業対象者」となった方で介護予防サービスの利用を希望する場合に、介護予防サービス計画または介護予防ケアマネジメント(以下「介護予防ケアプラン」という。)を作成します。
- (2) 契約に際し、担当者が利用者の居宅を訪問し、利用者の状況や希望を伺います。
- (3) 利用できるサービスの種類、介護予防サービス事業者等のサービス内容、料金などについて、利用者に説明します。
- (4) どのような支援が必要かを専門職員として助言しながら、利用者の希望を調整し、利用者と合意した内容に基づき、介護予防ケアプランの原案を作成します。

- (5) 利用者は、介護予防サービス事業者等の選定にあたり、複数の介護予防サービス事業者等の紹介を求めることができます。また、当該介護予防サービス事業者等を介護予防ケアプランに位置づけた理由の説明を求めることができます。
- (6) 介護予防ケアプランの原案について説明し、同意いただける場合は介護予防サービス支援計画書に確認の印をいただきます。
- (7) 利用者と介護予防サービス事業者等とのサービス利用契約の締結にあたって、必要な支援を行います。
- (8) 介護予防ケアプランの作成後、利用者の状況に応じてサービスが提供されるよう、状況把握に努め介護予防サービス等事業者との連絡調整を行います。
- (9) 6か月から1年に1回、介護予防ケアプランの達成状況について、改善度等を評価し、介護予防ケアプランの変更や要介護（要支援）認定区分の変更又は基本チェックリストへの移行等にあたって、必要な支援を行います。
- (10) 介護予防ケアプラン作成のうち一部の業務を、地域包括支援センター利用契約書第18条第1項により、指定居宅介護支援事業者に委託する場合があります。
- (11) 担当者は、利用者が医療機関等に入院した際、担当者の氏名・連絡先を入院先医療機関に提供していただくよう利用者に依頼します。
- (12) 利用者が医療系サービス（訪問看護、訪問リハビリ等）の利用を希望している場合、その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。また、この場合、主治の医師等に介護予防ケアプランを交付します。
- (13) 担当者は、訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔機能や服薬状況、担当者がモニタリング等の際に把握した利用者の状態等について、利用者の同意を得て担当者から主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行いません。
- (14) 事業者は、障害福祉サービスを利用してきた利用者が介護保険サービス等を利用する場合等において、担当者が障害福祉制度の相談支援専門員との連携を促進するため、特定相談支援事業者と連携を図ります。

5 虐待の防止

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次のとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について担当職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。
- (5) サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに区に通報します。

6 利用料金

介護予防ケアプラン作成については、要介護（要支援）認定において「要支援1」もしくは「要支援2」と認定された方、または渋谷区が行う介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）において、基本チェックリストにより「事業対象者」と判定された方は、介護保険又は渋谷区の総合事業により全額利用料金が給

付（法定代理受領）されますので、利用者の自己負担はありません。

※ 介護保険の保険料を滞納すると法定代理受領ができなくなりますのでご注意ください。

7 契約の更新

利用者から契約終了の申し出がない場合は、契約は自動更新されるものとします。なお、地域包括支援センター利用契約書第11条第3項の事由に該当した場合は、自動的に契約を終了します。

利用者のご都合でサービスを終了する場合は、文書による通知で、いつでもこの契約を解約することができます。

8 苦情、相談の窓口

(1) 当事業者の介護予防支援に関する苦情、相談及び介護予防ケアプランに基づいて提供される各サービスについての苦情、相談は次の窓口で承ります。

事業所名 渋谷区笹幡地域包括支援センター
電話番号 03-5365-1611

(2) 渋谷区の介護保険サービス、総合事業に関する苦情、相談の窓口は、次のとおりです。

渋谷区役所 福祉部 介護保険課 介護相談係
電話 03-3463-3304

(3) 東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口

電話番号 03-6238-0177

受付時間（土・日・祝祭日・年末年始を除く）午前9時から午後5時まで

9 サービス提供にあたっての個人情報の利用

サービス提供にあたり、利用者及びご家族に関する個人情報を、介護予防ケアプラン作成支援等に係る業務を一部委託する場合においては、委託する居宅介護支援事業者に提示すること、サービス担当者会議等においては、介護予防サービス提供事業者等の関係人に提示すること、給付管理業務を行うために東京都国民健康保険団体連合会に提示することについて同意をお願いします。

令和 年 月 日

介護予防支援等の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 指定番号 1301300107

所在地 渋谷区幡ヶ谷二丁目42番15号

事業者名 渋谷区笹幡地域包括支援センター

代表者名 社会福祉法人 渋谷区社会福祉事業団
理事長 長谷部 健 印

説明者 所 属 渋谷区笹幡地域包括支援センター
氏 名

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護予防支援等についての重要な事項の説明を受け、サービス提供に当たって個人情報の利用に同意しました。

利用者 住 所

氏 名 印

(家族又は代理人)

住 所

氏 名 印
続 柄 ()

委託した指定居宅介護支援事業所のご案内

次の指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が介護予防ケアプランの作成等を担当し、ご利用者様宅を訪問いたしますのでお知らせします。

1 委託事業所の名称、住所、管理者等

名 称

住 所

管理者名

電 話

営 業 日

営業時間

2 担当介護支援専門員

氏 名 _____

必要事項を記入

令和 年 月 日

渋谷区幡ヶ谷二丁目4番15号

社会福祉法人 渋谷区社会福祉事業団

渋谷区笹幡地域包括支援センター

センター長 大内 信介

(指定番号) 1301300107

(このご案内は、介護予防支援・第1号介護予防支援事業利用契約書第18条の規程に基づくお知らせです。)